平成２４年（フ）第１６０号
北海道帯広市西18条北２丁目22番地10
債務者　安川　治夫
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
宮崎市大淀３丁目１―19　久保ビル201号、住民票上の住所宮崎市大字本郷南方3943番地２
債務者　松山　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７４号
札幌市北区麻生町７丁目１番１―306号
債務者　豊島　　唯（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　友洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０７号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目１番８―302号
債務者　瀬川　信博
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
奈良県御所市大字増561番地
債務者　木村　　清
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
静岡市清水区楠新田28番地の１　モンレーブ北草薙105､居所東京都世田谷区奥沢１―50―７
債務者　平野　光政
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江史和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７１号
名古屋市緑区ほら貝１丁目70番地
債務者　上田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２５号
札幌市中央区北１条西19丁目１番地２　ファミール第２大通マンション506号
債務者　鈴木智枝子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
宮城県石巻市貞山１丁目６番18―６号
債務者　佐々木　悠
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
愛知県豊橋市柱五番町99番地２　B―４、従前の住所愛知県豊橋市羽根井西町５番地の18
債務者　芳賀　幹晴
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３号
長崎県長崎市入船町16番22号
債務者　重松美智子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
富山市上滝516番地７、前住所福井県坂井市丸岡町北横地４番45号
債務者　畦地建築こと　畦地要一郎
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７３号
福岡県久留米市津福本町1702番地75　レジデンス竹下305号
債務者　西原　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７５号
福岡県久留米市上津町2561番地　森ビル205号
債務者　高原　瑞枝
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８２号
福岡県久留米市諏訪野町2160番地２　江崎アパート23号
債務者　西田　容子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３５号
北海道沙流郡平取町字荷菜90番地11
債務者　近藤　正勝
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
北海道小樽市赤岩１丁目５番36号
債務者　山崎いづみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部